



# 鳥取県公報

平成 30 年 8 月 31 日 (金)  
第 9 0 3 2 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等 (519) (物品契約課) . . . . . 2
	指定構造計算適合性判定機関の変更の届出 (520) (住まいまちづくり課) . . . . . 4
	国土調査の成果の認証 (521) (農地・水保全課) . . . . . 5
	県道の区域の変更 (522) (道路企画課) . . . . . 5
	水防法による洪水浸水想定区域の指定等 (523) (河川課) . . . . . 5
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (524) (会計指導課) . . . . . 6
◇ 調達公告	落札者の決定 (2 件) (教育委員会事務局教育環境課) . . . . . 6

# 告 示

## 鳥取県告示第519号

平成31年度から平成33年度までにおいて県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第2項（施行令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により告示する。

平成30年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 営業種目

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の営業種目は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。

#### (1) 物品等

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船舶及び航空機類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工事用材料類、看板・塗料類、食品類、その他の物品並びに払下品類

#### (2) 役務

##### ア 委託

建物等の保守管理、廃棄物処理、警備、各種調査委託、イベント・広告・企画、運送・旅客業、機械等（建物等以外）保守点検、情報処理サービス、人材派遣及びその他の委託等

##### イ 賃借

事務用機器及びその他の賃借

### 2 申請の受付期間

平成30年9月1日から同年10月31日までとする。ただし、当該期間を経過した後においても、随時受け付けることとするが、この場合においては、7の資格の有効期間の始期が平成31年4月1日とならないことがあるので注意すること。

### 3 申請書を提出することができない者等

#### (1) 次のいずれかに該当する者は、申請書を提出することができない。

##### ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

##### イ 次のいずれかの税金を滞納している者

(ア) 鳥取県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。以下「鳥取県税」という。）

(イ) 法人にあっては法人税（延滞税及び加算税（以下「延滞税等」という。）を含む。以下同じ。）

(ウ) 個人にあっては所得税（延滞税等を含む。以下同じ。）

(エ) 個人にあっては復興特別所得税（延滞税等を含む。以下同じ。）

(オ) 消費税（延滞税等を含む。以下同じ。）

(カ) 地方消費税（延滞税等を含む。以下同じ。）

##### ウ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する者

##### エ ウに掲げる者を役員、代理人又は支配人その他の使用人としている者

#### (2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該営業種目についての申請をすることができない。

ア 申請書提出日前2年以内に、参加を希望する営業種目における契約（鳥取県以外の者と締結したものを含む。）の履行を完了した実績（申請書提出日において履行中の当該契約（複数年契約に限る。）について1年間以上履行した実績を含む。）がない場合。ただし、申請書提出日において新たに事業を開始してから1年を経過しない者が、1の(1)に掲げる営業種目について参加を希望する場合はこの限りでない。

イ 参加を希望する営業種目に関し、必要な許可、認可等を得ていない場合

#### 4 申請の方法

##### (1) 書面による申請

###### ア 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、インターネットの鳥取県ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/sankashikaku31>）から入手すること。

###### イ 申請書の提出方法

申請書に(3)の添付書類を添え、鳥取県総務部総合事務センター物品契約課（〒680-8570鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7431、7432、7433）へ持参し、又は送付すること。（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受け付けない。）なお、持参により申請書を提出する場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

##### (2) 電子的記録による申請

インターネットの鳥取県ホームページの電子申請システム（<https://s-kantan.com/pref-tottori-u/>）により、(3)の添付書類を入力して申請すること。なお、当該入力に係る事項の確認のため、(3)の添付書類の全部又は一部を書面により提出させることがあるので注意すること。

##### (3) 添付書類

ア 納税証明書（申請書提出日前3月以内に発行されたものであり、かつ、申請書提出日前1年以内において納税義務が発生したものに限る。）

###### (ア) 申請者が法人である場合

a 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）

b 鳥取県内に事業所を有する者にあつては、鳥取県税に未納がないことを証する納税証明書。ただし、鳥取県内の各県税事務所に鳥取県税の納税状況を直接確認することへの同意書を提出した場合は不要とする。

###### (イ) 申請者が個人である場合

a 所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）

b 鳥取県内に事業所を有する者にあつては、鳥取県税に未納がないことを証する納税証明書。ただし、鳥取県内の各県税事務所に鳥取県税の納税状況を直接確認することへの同意書を提出した場合は不要とする。

イ 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書（申請書提出日前3月以内に発行されたものに限る。）

ウ 営業に関し必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し及び許認可等一覧表（該当する営業種目に係るものに限る。）

エ 鳥取県内に事業所を有し、その事業所で国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合する旨の認証を取得している者又は鳥取県版環境管理システム認定制度Ⅰ種又はⅡ種規格に適合する旨の認証を取得している者にあつては、当該認証登録証の写し

オ 鳥取県内及び鳥取県外のいずれにも事業所を有する者にあつては、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）その他の鳥取県内の事業所の従業員数を確認できる書類

カ 申請者が個人である場合にあつては、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類（申請書提出日前3月以内に発行されたものに限る。）

キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（以下「印鑑証明」という。）（申請書提出日前3月以内に発行されたものに限る。）

ク 委任状（見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領等の事務（以下「契約事務」という。）を委

任する場合に限る。)

ケ 使用印鑑届 (契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。)

コ 参加を希望する営業種目が印刷類である場合にあつては、印刷設備調査表

サ 役員等名簿

(4) 申請書及び添付書類の作成に用いる言語等

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 申請書又は添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程 (昭和22年大蔵省令第95号) 第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 資格の決定

4により提出された申請書及び添付書類を審査し、競争入札に参加できる者を決定する。

6 資格審査の結果の通知等

5により競争入札に参加できる者を決定したときは、鳥取県競争入札参加資格者名簿への登録 (以下「登録」という。) をするとともに、登録を受けた者 (以下「登録業者」という。) に資格決定通知書を送付する。

7 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成31年4月1日から平成34年3月31日までとする。ただし、2のただし書により申請を受け付けた者 (以下「随時申請者」という。) にあつては、資格の決定を行った日から平成34年3月31日までとする。この場合において、随時申請者に係る資格決定の手続は、原則として、平成31年3月31日以前に申請書を受け付けたものにあつては平成31年4月に、平成31年4月1日以降に申請書を受け付けたものにあつては、申請書を受け付けた日の属する月の翌月に、それぞれ行うものとする。

8 登録の変更

登録業者で、登録されている事項に変更があつた場合は、競争入札参加資格変更申請・届出書をインターネットの鳥取県ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/sankashikaku31>) から入手の上、随時提出すること。

9 登録の廃止

登録の必要がなくなった登録業者は、直ちに、登録廃止届をインターネットの鳥取県ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/sankashikaku31>) から入手の上、届け出ること。

10 資格の取消し

登録業者が申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載していることが判明したとき、又は3の(1)のア、ウ、エ若しくは3の(2)のイのいずれかに該当することとなった場合は、資格を取り消すものとする。ただし、3の(2)のイにのみ該当する場合において、複数の営業種目が登録されている場合は、3の(2)のイに該当する営業種目のみ取り消すものとする。

---

**鳥取県告示第520号**

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第77条の35の8第2項の規定に基づき、指定構造計算適合性判定機関から構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地を変更する旨の届出があつたので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 指定構造計算適合性判定機関の名称

ビューローベリタスジャパン株式会社

2 変更する旨の届出があつた事項

東京御茶ノ水事務所の所在地

変更前 東京都千代田区神田駿河台二丁目8

変更後 東京都千代田区神田駿河台四丁目3

3 変更年月日

平成30年9月3日

## 鳥取県告示第521号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成30年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
日野郡日南町	平成22年度から平成24年度まで	日南町(下阿毘縁の一部 [20103140102、20103140103])の地籍図及び地籍簿	日南町下阿毘縁の一部	平成30年8月31日
〃	平成27年度及び平成28年度	日南町(菅沢の一部 [20153140101])の地籍図及び地籍簿	日南町菅沢の一部	〃
〃	平成23年度から平成26年度まで	日南町(神戸上の一部 [20113140111、20113140112])の地籍図及び地籍簿	日南町神戸上の一部	〃

## 鳥取県告示第522号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成30年8月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課(鳥取市東町一丁目220)において一般の縦覧に供する。

平成30年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
東福原樋口線	米子市両三柳字地主松ノ北2077-2地先から同市河崎字三柳境沖ノ二32-1地先まで	変更前	6.3~32.8	2,434.0
	米子市両三柳字地主松ノ北2077-2地先から同市河崎字三柳境沖ノ二32-1地先まで	変更後	9.1~46.0	2,434.0
	米子市両三柳字大沢十八552地先から同市両三柳字鯨池中4138-1地先まで		16.0~42.7	1,006.0
両三柳西福原線	米子市河崎字三柳境沖ノ二20-3地先から同市両三柳字鯨池下4174-2地先まで	変更前	20.1~20.7	232.0
		変更後	20.1~23.4	232.0

## 鳥取県告示第523号

水防法(昭和24年法律第193号)第14条第1項の規定に基づく洪水浸水想定区域の指定をしたので、同条第3項の規定により当該区域、浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに河川法施行令(昭和40年政令第14号)第10条の2第2号イに規定する基本高水の設定の前提となる降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深(以下「洪水浸水想定区域等」という。)を次のとおり公表する。

平成30年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 洪水浸水想定区域を指定した河川の名称  
一級河川日野川水系小松谷川
- 2 洪水浸水想定区域等を表記した図面を閲覧に供する場所  
鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県西部総合事務所米子県土整備局

---

**鳥取県告示第524号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成30年8月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務  
第62回鳥取県美術展覧会に係る出品料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員  
鳥取県地域振興部文化政策課 課長補佐 伊藤 裕子  
" 課長補佐 涌島 博文  
" 係長 中原 広和
- 3 委任期間  
平成30年9月2日から同月7日まで

---

**調 達 公 告**

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月31日

鳥取県立鳥取工業高等学校長 上 原 正 樹

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立鳥取工業高等学校パソコン実習室1パソコン等 一式
- 2 契約方式 一般競争入札
- 3 落札日 平成30年7月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ケーオウエイ  
米子市両三柳328
- 5 落札金額 32,721,084円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入札公告日 平成30年6月8日
- 7 落札方式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立鳥取工業高等学校  
及び所在地 鳥取市生山111

---

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年8月31日

鳥取県立米子南高等学校長 永 野 智 之

- 1 調達件名及び数量 鳥取県立米子南高等学校コンピュータ実習室・電算機実習室パソコンシステム一式
- 2 契約方式 一般競争入札

- |   |                      |                               |
|---|----------------------|-------------------------------|
| 3 | 落札日                  | 平成30年7月25日                    |
| 4 | 落札者の名称及び所在地          | 株式会社ケイズ<br>米子市両三柳2864-16      |
| 5 | 落札金額                 | 34,927,200円（消費税及び地方消費税の額を含む。） |
| 6 | 入札公告日                | 平成30年6月15日                    |
| 7 | 落札方式                 | 最低価格落札方式                      |
| 8 | 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県立米子南高等学校<br>米子市長砂町216      |